

平成十三年法律第四百十七号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律

第一条 この法律は、情報化社会の進展にかんがみ、選挙の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、当分の間の措置として、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等について、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の特例を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 電磁的記録媒体 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（次号において「電磁的記録」という。）に係る記録媒体をいう。
二 電磁的記録式投票機 当該機械を操作することにより、当該機械に記録されている公職の候補者のいずれかを選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録として電磁的記録媒体に記録することができる機械をいう。

(電磁的記録式投票機による投票)
第三条 市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。以下この項において同じ。）の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、市町村は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定にかかわらず、前二項の条項を定めた市町村のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域（指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る前項の条項及び長の選挙に係る同項の条項で定める区以外の区のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域に限る。）内の投票区に限り、当該都道府県の条項で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三項及び第七條」とする。

都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前二項の条項を定めた市町村のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域（指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る前項の条項及び長の選挙に係る同項の条項で定める区以外の区のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域に限る。）内の投票区に限り、当該都道府県の条項で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三項及び第七條」とする。

前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。
二 投票の秘密が侵されないものであること。
三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。
四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。
五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを記録した電磁的記録媒体（以下「投票の電磁的記録媒体」という。）の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。
六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。
七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。
八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。
二 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。

（電磁的記録式投票機において表示すべき事項等）
第五条 公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とする。この場合において、その表示の方法について必要な事項は、都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県が、市町村の議会の議員又は長の選挙については市町村が、それぞれ、条項で定める。

委員会に協議し、その同意を得なければならない。
市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により電磁的記録式投票機を指定したときは、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示しなければならない。（電磁的記録式投票機による代理投票等）
第七条 第三条の規定による投票において、心身の故障その他の事由により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票（電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。）を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。
二 前項の規定による申し立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。
三 第三条の規定による投票において、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人（第一項に規定する選挙人を除く。）は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせることができる。
四 前項の規定による申し立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者二人を定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置（電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く。）を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。（投票の特例）
第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定を適用する場合には、これらの規定中同表の中

二 指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、指定都市は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条項で定めるところにより、当該条項で定める当該指定都市の区（総合区を含む。）次項及び第十四条第一項において同じ。）の区域内の投票区を除き、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三項及び第七條」とする。

都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前二項の条項を定めた市町村のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域（指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る前項の条項及び長の選挙に係る同項の条項で定める区以外の区のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域に限る。）内の投票区に限り、当該都道府県の条項で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三項及び第七條」とする。

前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、次に掲げる条件を具備したものでなければならない。

一 選挙人が一の選挙において二以上の投票を行うことを防止できるものであること。
二 投票の秘密が侵されないものであること。
三 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に記録する前に、当該選択に係る公職の候補者の氏名を電磁的記録式投票機の表示により選挙人が確認することができるものであること。
四 電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に確実に記録することができるものであること。
五 予想される事故に対して、電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを記録した電磁的記録媒体（以下「投票の電磁的記録媒体」という。）の記録を保護するために必要な措置が講じられているものであること。
六 投票の電磁的記録媒体を電磁的記録式投票機から取り出せるものであること。
七 権限を有しない者が電磁的記録式投票機の管理に係る操作をすることを防止できるものであること。
八 前各号に掲げるもののほか、選挙の公正かつ適正な執行を害しないものであること。
二 前条の規定による投票に用いる電磁的記録式投票機は、電気通信回線に接続してはならない。

（電磁的記録式投票機において表示すべき事項等）
第五条 公職の候補者に関し電磁的記録式投票機において表示すべき事項は、公職の候補者の氏名及び党派別とする。この場合において、その表示の方法について必要な事項は、都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県が、市町村の議会の議員又は長の選挙については市町村が、それぞれ、条項で定める。

委員会に協議し、その同意を得なければならない。
市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により電磁的記録式投票機を指定したときは、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作の方法を告示しなければならない。（電磁的記録式投票機による代理投票等）
第七条 第三条の規定による投票において、心身の故障その他の事由により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票（電磁的記録式投票機を操作することにより、公職の候補者を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録することをいう。以下同じ。）を行うことができない選挙人は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機を用いた代理投票を行わせることができる。
二 前項の規定による申し立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、その一人に当該選挙人が指示する公職の候補者一人に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。
三 第三条の規定による投票において、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことが困難な選挙人（第一項に規定する選挙人を除く。）は、同条の規定にかかわらず、投票管理者に申し立て、当該電磁的記録式投票機の操作についての補助を行わせることができる。
四 前項の規定による申し立てがあつた場合においては、投票管理者は、投票立会人の意見を聴いて、投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者二人を定め、その一人に電磁的記録式投票機の操作についての助言、介助その他の必要な措置（電磁的記録式投票機の操作により公職の候補者のいずれかを選択したかを電磁的記録媒体に記録することを除く。）を行わせ、他の一人をこれに立ち会わせなければならない。（投票の特例）
第八条 第三条の規定による投票を行う選挙について、次の表の上欄に掲げる公職選挙法の規定を適用する場合には、これらの規定中同表の中

二 指定都市の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、指定都市は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、条項で定めるところにより、当該条項で定める当該指定都市の区（総合区を含む。）次項及び第十四条第一項において同じ。）の区域内の投票区を除き、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三項及び第七條」とする。

都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票（公職選挙法第四十七条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定による投票を除く。）については、都道府県は、同法第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条の規定にかかわらず、前二項の条項を定めた市町村のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域（指定都市にあつては、議会の議員の選挙に係る前項の条項及び長の選挙に係る同項の条項で定める区以外の区のうち当該都道府県の条項で定めるものの区域に限る。）内の投票区に限り、当該都道府県の条項で定めるところにより、選挙人が、自ら、投票所において、電磁的記録式投票機を操作することにより、当該電磁的記録式投票機に記録されている公職の候補者のうちその投票しようとするもの一人を選択し、かつ、当該公職の候補者を選択したことを電磁的記録媒体に記録する方法によることができる。この場合における同法第四十六条の二第一項の規定の適用については、同項中「第四十九条」とあるのは、「第四十九条並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第三項及び第七條」とする。

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四閉鎖状態にしなれば	第十八のけ	第九の表	第五開き、又は当該電磁的記録式投票機を開くことができる状態にしなれば	第五閉鎖開鎖し、かつ、電磁的記録式投票機	第五閉鎖開鎖し、かつ、電磁的記録式投票機	第五閉鎖開鎖し、かつ、電磁的記録式投票機	第五閉鎖開鎖し、かつ、電磁的記録式投票機	第五閉鎖開鎖し、かつ、電磁的記録式投票機	第五閉鎖開鎖し、かつ、電磁的記録式投票機	第五閉鎖開鎖し、かつ、電磁的記録式投票機
-------------	-------	------	------------------------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------	----------------------

その投票箱、投票の電磁的記録媒体を複製した電磁的記録媒体

(開票の特例)

第九条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第六十五条及び第七十一条の規定を適用する場合においては、同法第六十五条中「投票箱」とあるのは「投票箱及び投票の電磁的記録媒体若しくは投票を複製した電磁的記録媒体」と、同法第七十一条中「投票は、有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複製した電磁的記録媒体」と、「保存しなければならぬ」とあるのは「保存しなければならぬ」とする。

第十条 投票管理者は、第三条及び第七十一条の規定による投票については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複製しなければならぬ。

第十一条 第三条の規定による投票を行う選挙について、公職選挙法第七十九条第一項、第八十条並びに第八十三条第二項及び第三項の規定を適用する場合においては、同法第七十九条第一項中「第七章」とあるのは「第七章及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九項」と、同法第八十条第一項及び第三項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九項」と、同法第九項第五項」と、同法第九項第五項」と、同法第九項第五項」とあるのは「結果及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九項第四項の規定による計算の結果」と、同法第八十三条第二項中「第六十六条第三項」とあるのは「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第九項第五項」と、同法第三項中「投票の有効無効を区別し」とあるのは「投票、投票の電磁的記録媒体及び投票を複製した電磁的記録媒体」と、「保存しなければならぬ」とあるのは「保存しなければならぬ」とする。

第十二条 第三条の規定による投票を行う選挙（公職選挙法第四十六条の二第一項の規定による投票を行う選挙を除く。）について、同法第八十六条の四の規定を適用する場合においては、同法第五項及び第六項中「三日」とあるのは「四日」と、「四日」とあるのは「三日」と、同法第八項中「三日」とあるのは「四日」とする。

第十三条 第三条の規定による投票を行う選挙に於いて、公職の候補者が死亡した場合等における電磁的記録式投票機の取扱いは、政令で定める。

第十四条 第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第十二章の規定は、適用しない。ただし、市町村の議会の議員の選挙と市町村長の選挙をともに同法第一項又は第二項の規定による投票により行う場合（指定都市の議会の議員の選挙に係る同項の条項で定める区と当該指定都市の長の選挙に係る同項の条項で定める区が異なる場合を除く。）にあつては、この限りでない。

第十五条 第三項第一項又は第二項の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第七十五条第十項の規定を適用する場合においては、同法第一項又は第二項の規定は、「第一項又は第二項」の掲示に必要事項は市町村の選挙管理委員会が、「事項は」とあるのは「事項は」とする。

第十六条 第三条及び第七十一条の規定による投票については、電磁的記録式投票機、投票の電磁的記録媒体及び投票を複製した電磁的記録媒体は投票箱と、第七十一条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者及び同法第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機を操作する

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第六十六条第三項の規定にかかわらず、前項の計算の結果及び同条第二項の規定により行った投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票数を計算し、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならぬ。

開票管理者は、第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第六十六条第三項の規定にかかわらず、前項の計算の結果及び同条第二項の規定により行った投票の点検の結果により、各公職の候補者の得票数を計算し、直ちにその結果を選挙長に報告しなければならぬ。

開票管理者は、第三条及び第七十一条の規定による投票については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の定めるところにより、投票の電磁的記録媒体に記録された投票を他の電磁的記録媒体に複製しなければならぬ。

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

開票管理者は、投票の電磁的記録媒体が破損し又は紛失したことに伴い、前条第四項の規定による集計を行うことが不可能であると認め

補助すべき者は公職選挙法第四十八条第二項の規定により投票を補助すべき者とみなして、同法第十六章の規定を適用する。

2 第七条第二項の規定により電磁的記録式投票機を用いた投票を行うべきものと定められた者が選挙人の指示する公職の候補者に対して電磁的記録式投票機を用いた投票を行わなかったときは、二年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 次に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
一 第七条第二項の規定により選挙人の投票を補助すべき者が同項の投票の補助の義務に違反したとき。
二 第七条第四項の規定により選挙人のために電磁的記録式投票機の操作を補助すべき者が同項の電磁的記録式投票機の操作の補助の義務に違反したとき。

(選挙権及び被選挙権の停止)
第十七条 前条第二項又は第三項の罪を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間(刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間)、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

2 前条第二項の罪を犯し拘禁刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

3 裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、第一項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予中の期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、若しくはその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告し、又は前項に規定する者に対し同項の五年間若しくは刑の執行猶予の言渡しを受けた場合にあつてはその執行猶予中の期間のうち選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができ。

4 前三項の規定により選挙権及び被選挙権を有しない者は、公職選挙法第十一条第三項、第二

十一条第一項、第二十七條第一項、第三十条の四第一項、第三十条の十第一項、第八十六条の八第一項及び第三十七條の三の規定の適用については、これらの規定に規定する選挙権及び被選挙権を有しない者とみなす。

5 第一項から第三項までの規定により選挙権及び被選挙権を有しないこととなる者に係る地方自治法第二百七条第一項、第四百三十三條第一項及び第四百八十四條第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二百五十二条」とあるのは、「第二百五十二条、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律第十七條第一項から第三項まで」とする。

第十八条 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関する電磁的記録式投票機の使用に要する費用については、当該地方公共団体の負担とする。

(雑則)
第十九条 第三条の規定による投票を行う選挙については、公職選挙法第二百六十四條の二から第二百六十六条までの規定を適用する場合においては、これらの規定中「この法律」とあるのは、「この法律及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律」とする。

(国の援助)
第二十条 国は、第三条の規定による投票を行う選挙の円滑な実施に資するため、地方公共団体に対する助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(命令への委任)
第二十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、命令で定める。

(事務の区分)
第二十二条 この法律の規定及びこの法律の規定により読み替えて適用する公職選挙法の規定により、都道府県の議会の議員又は長の選挙に関する、市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

附則 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、附則第三条の規定は、地方自治法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第四号)第二条の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(適用区分)
第二条 この法律の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される地方公共団体の議会の議員又は長の選挙について適用する。

(市町村の合併の特例に関する法律に係る特例)
第三条 令和十二年三月三十一日までの間に附則第十四条第二項の規定の適用については、同項中「又は第二百六十一条第三項」とあるのは、「若しくは第二百六十一条第三項又は市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)第四条第十四項若しくは第五条第二十一項」と、同法第八十五条第二項又は第二百六十二条第二項」とあるのは、「地方自治法第八十五条第二項若しくは第二百六十二条第二項又は市町村の合併の特例に関する法律第五條第三十三項」とする。

附則 (平成一五年六月一日法律第六九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用区分等)
第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定(同法別表第一の規定を除く)、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法の規定、附則第六条の規定(国会議員の選挙等)の執行経費の基準に関する法律第十三条第九項の改正規定及び同法附則第四項の改正規定(「第四十九条の二第二項若しくは第三項」を「第四十九条の二第一項第二号」に改める部分に限る。)を除く。による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、附則第七条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律の規定及び附則第九条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成十三年法律第四百七十七号)の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示され又は告示される選挙又は審査について適用し、この法律の施行の日の

前日までにその期日を告示され又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。

附則 (平成一六年五月二六日法律第五九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三十一日法律第一〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年五月三十一日法律第二一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定、第二条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律の規定及び附則第四条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)後にその期日を告示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、施行日までにその期日を告示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年四月一日法律第二四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定並びに次条第三項から第五項まで並びに附則第四条から第七条まで及び第九条の規定は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

（適用区分等）

第二条

3 第二条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定、第三条の規定による改正後の公職選挙法（以下この項及び次項において「新公職選挙法」という。）の規定（新公職選挙法第二十条第一項及び第二百六十九条の規定を除く）、附則第四条の規定による改正後の地方自治法別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項の規定、附則第二十五条の規定による改正後の漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条の規定並びに附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第四百十七号）第三条第一項及び第八条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日（以下この条において「一部施行日」という。）の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は一部施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下この項及び第五項において「公示日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

附則（平成二八年一月二日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定並びに附則第六条中国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）第十三条の三の改正規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第十七条の二の改正規定並びに附則第九条、第十条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成三〇年七月二五日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則（令和二年三月三一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日